

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

国立大学法人滋賀医科大学は、女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 本学の課題

- ・教員に占める女性の採用割合が低い
- ・事務部門の管理職に占める女性の割合が低い
- ・男女に関係なく超過勤務時間が多い

3. 定量的目標

- ・女性教員の在職比率を24%以上に維持する
- ・事務職員の月平均の残業時間数を段階的に削減し、計画期間の終了年度までに、計画期間の前年度比で5%以上削減する

4. 取組内容

両立支援制度の活用を促進するため、各種制度を教職員に周知し、女性教員の離職防止を図ると共に、残業時間の削減に取り組む

- 令和 3年 4月～ 本学の両立支援制度等について、リーフレットや男女共同参画推進室ホームページ等により教職員に周知する
- 令和 3年 4月～ “ノー残業デー”の推進と共に事務部門を中心にRPAの活用等による業務改善に取り組む
- 令和 3年 4月～ 業務改善の推進により“ゆとり”を創出し、各種両立支援制度等を気兼ねなく利用できる健全な職場環境の実現を目指す

事務部門における女性管理職候補を育成する

- 令和 3年 4月～ 事務部門における女性管理職の候補となる人材を育てるための研修会等の実施について検討する
- 令和 3年10月～ 女性事務職員を対象とした管理職養成研修会等を開催し、管理職を目指す意欲のある優秀な女性管理職候補者を育成する